

唐津鶴城同窓会福岡支部会則

1971年(昭和46年 11月)	作成
1981年(昭和56年 11月)	一部改正
1998年(平成10年 10月)	一部改正
2004年(平成16年 6月)	一部改正
2008年(平成20年 6月)	一部改正

- 第1条 本会は唐津鶴城同窓会福岡支部と称する
- 第2条 本会は次の会員で組織する
1. 佐賀県立唐津中学校卒業生
 2. 佐賀県立唐津第一高等学校卒業生
 3. 佐賀県立唐津高等学校卒業生
 4. 佐賀県立唐津東高等学校卒業生
 5. 前記の母校に在学し、入会を申し出たもので、本会員の推薦を受けたもの
- 第3条 本会は会員相互の交誼を厚くし母校との連絡を保ちその発展を図ることを目的とする
- 第4条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う
1. 年次総会および臨時総会ならびに懇親会の開催
 2. 会報及び会員名簿の発行
 3. 本会発展のための特別事業
 4. 母校の発展
- 第5条 本会には次の役員を置く
1. 会長（1名）
 2. 副会長（若干名）
 3. 常任幹事（若干名）
 4. 監査（2名）
 5. 顧問（若干名）
 6. 幹事（若干名）
- 第6条 本会の役員を選出方法は次の通りとする
1. 会長、副会長、常任幹事、顧問、監査は常任幹事会にて推薦し総会で承認を求める
 2. 幹事は会長が任命する
- 第7条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない
- 第8条 役員職務は次の通りとする
1. 会長は本会を代表し会務を総括するとともに、年次総会の議長も務める
 2. 副会長は会長を補佐し会長不在の時はその職務を代行する
 3. 常任幹事は会務を執行する
 4. 監査は会務及び会計の監査を行う
 5. 顧問は、会長経験者及び70歳以上の会務の運営に功績のあった元役員の中から選ばれ、会務運営の助言を行う
 6. 幹事は同期生を中心となり、本会との連絡推進を図る
- 第9条 本会は次の会合をもつ
1. 総会は全会員により構成し、本会の重要事項を決定する
 2. 常任幹事会は会長、副会長、常任幹事で構成し、本会の運営に関する重要案件および年次総会付議案件を審議、決定する
 3. 幹事会は会長、副会長、常任幹事、監査、顧問、幹事で構成し、会員への連絡徹底について協議し、執行を図る
- 第10条 本会の会計年度は4月に始まり翌年3月に終わる
- 第11条 本会則は総会においてこれを変更することができる